

高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的等)

第2条 県は、漁業活動の維持、向上等に必要な事業及び減災対策事業を支援することによって、漁業の振興を図るため、別表第1に定める事業主体の実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は別表第1に定めるとおりとする。

3 補助事業者が補助事業を実施しようとするときは、事前に別記第1号様式による事業実施計画協議書（以下「協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により協議書が提出されたときは、別に定める高知県漁業生産基盤維持向上事業審査会運営要領に基づく審査（以下「審査」という。）を実施し、同要領に基づく高知県漁業生産基盤維持向上事業審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、区分ごとに算出された補助金の交付額の合計額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による事業実施計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業の施行箇所の変更

(2) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更（主要な機能及び構造の変更等を含む。）

(3) 補助事業の中止又は廃止

(4) 補助対象経費の増額

(5) 補助対象経費の30パーセントを超える減額

3 前項各号に掲げるものに該当しない計画の軽微な変更を行う場合は、別記第3号様式の2により、事業実施計画変更届を知事に提出しなければならない。ただし、入札又は見積りによる事業費減額の場合は、この限りでない。

4 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業を行うために締結する契約は、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じ

て適切に行わなければならないこと。

- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、知事が別に定める基準に基づき、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業主体及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容、若しくはこれに付した条件若しくは規則、この要綱その他法令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第4項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第4項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(状況報告等)

第9条 規則第10条第1項の規定による報告は、別記第6号様式による事業着手報告書によるものとする。

- 2 前項の事業着手報告書の提出期限は、当該事由の発生した日の翌日から7日以内とし、提出部数は、1部とする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めたときは概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、規則第14条ただし書及び前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第11条 事業主体は、補助事業により導入した施設及び機械については事業実施の翌年度から概ね3年の間、事業成果等についてフォローアップを行うものとし、その状況を別記第8号様式による管理運営等状況報告書により、毎年8月31日までに知事に報告しなければならない。ただし、藻場関連事業については、平成19年度に策定した「高知県磯焼け対策指針」に基づき、目標設定、計画策定等を行うものとし、事業成果のフォローアップについては、事業実施の翌年度から3年の間は事業成果を高知県水産振興部水産振興課及び管轄漁業指導所へ年1回4月に報告を行うものとする。

(繰越承認申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、第8条第1項に規定する実績報告書は、補助事業の完了の日から30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第2条第3項の規定による申請及び同条第4項の規定による決定は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助事業者	事業主体	備考
市町村等	市町村等、漁業協同組合（沿海地区漁業協同組合、内水面漁業協同組合及び業種別漁業協同組合を含む。）水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会（内水面漁業協同組合連合会を含む。）、漁業関係者グループ及び第三セクター	市町村等とは、市町村又は複数の市町村が中心となって組織する協議会をいう。
高知県漁業協同組合	高知県漁業協同組合	補助事業者と事業主体とは同一とする。
すくも湾漁業協同組合	すくも湾漁業協同組合	補助事業者と事業主体とは同一とする。
漁業協同組合連合会（内水面漁業協同組合連合会を含む。）	漁業協同組合連合会（内水面漁業協同組合連合会を含む。）	補助事業者と事業主体とは同一とする。
業種別漁業協同組合	業種別漁業協同組合	補助事業者と事業主体とは同一とする。
漁業関係者グループ	漁業関係者グループ	（1）構成員の3分の2以上を漁業者が占める共同体 （2）構成員の2分の1以上が漁協女性部員である漁村女性グループ （3）補助事業者と事業主体とは同一とする。
第三セクター	第三セクター	（1）補助事業者と事業主体とは同一とする。 （2）漁業生産等に寄与する事業を行う団体とする。 （3）公共的団体が出資等している団体とする。
高知カツオ県民会議	高知カツオ県民会議	補助事業者と事業主体とは同一とする。

別表第2（第3条関係）

事業区分	事業種目	補助対象経費 (注1)	事業費の限度額 (注2)	補助率		
1 共同利用 施設整備事業	漁船漁具保全施設整備事業	漁船漁具修理を行うための建物、構築物、機器又はこれらの付帯設備の購入及び設置に必要な経費	1事業当たり 下限100万円、 上限1000万円 とする。	2分の 1以内		
	水揚げ荷さばき施設整備事業	水産物の水揚げ、出荷又は集荷等を行うための建物、構築物、機器、車両又はこれらの付帯設備の購入及び設置に必要な経費				
	製氷冷蔵施設整備事業	漁獲物の冷凍冷蔵又は漁業用水の製氷若しくは貯氷を行うための建物、構築物、機器又はこれらの付帯設備の購入及び設置に必要な経費				
	漁船用補給施設整備事業	漁船用給油又は給水等を行うための建物、構築物、機器又はこれらの付帯設備の購入及び設置に必要な経費				
2 水産物加工 流通施設整備 事業	水産物加工処理施設整備事業	魚体処理機、乾燥機、煮沸機、海水ポンプ、海水殺菌装置等水産物の加工処理を行うための建物、構築物、機器又はこれらの付帯設備の購入及び設置に必要な経費				
	海水処理施設整備事業					
3 漁場・漁業 環境整備事業	産卵場造成関連事業 カワウ等被害対策事業 藻場造成関連事業（注3）	水産動植物の繁殖及び保護を図るための漁場環境造成等に必要な経費				
	浚渫工事事業	航路及び泊地等の確保に必要な浚渫工事等の委託費				
	資源及び漁場の調査事業	資源及び漁場の調査、調査機器の購入等に必要な経費				
4 増養殖施設 整備事業	蓄養殖用施設整備事業	水産動植物の蓄養又は養殖を図る上で必要な建物、構築物、機器及び付帯設備の設置に必要な経費				
	種苗供給施設整備事業	種苗の生産、幼稚仔の育成等増養殖用種苗の供給を図る上で必要な施設及び餌料倉庫等の付帯設備の設置に必要な経費				
	餌料供給施設整備事業	養殖用の餌料を生産、保管、供給する施設及び管理室、廃棄物処理施設等の付帯設備の設置に必要な経費				

5 1 から 4 以外の事業	水産情報高度化事業	漁況、海況、市況等の水産情報を処理及び通信するのに必要な施設及びこれらの付帯設備の設置に必要な経費	1 事業当たり 下限20万円と する。	
	漁獲物の有利販売の取組	P R 資材製作のための委託費等漁獲物の販促活動に係る経費又はサメ等の低利用資源の商業利用を進めるための加工品の試作及びその評価取得に必要な経費		
	優良衛生品質管理市場・漁港認定取得事業	優良衛生品質管理市場・漁港認定取得のための現地指導等に係る経費		
	人材育成事業	漁場管理、資源保護、操業規制、漁労技術等に関する研修会の開催に必要な経費		
	資源管理・普及啓発事業	シンポジウム等の開催、資源管理の普及啓発・情報発信及び中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合等への参加に要する経費		
6 燃油タンクの減災対策事業（注4）	現存の漁業用屋外燃油タンク（廃油タンクを含む。）の撤去	漁業用屋外燃油タンクの撤去及び撤去後の土地の原状回復等に係る工事委託費	1 事業当たり 下限100万円とする。	10 分の 7 以内 市町村 負担率： 10 分の 3 以上
	漁業用屋外燃油タンクの撤去に係る地下タンク等設置のための地盤調査や設計	漁業用屋外燃油タンクの代替給油方法としての地下タンク等設置のための地盤調査や設計委託費		
	漁業用屋外燃油タンクの撤去に伴う代替給油施設の整備	漁業用屋外燃油タンクの撤去に伴い必要となる代替給油施設の整備に必要な経費		

注 1 市町村が補助する場合については、間接補助事業者が補助対象事業に要する経費を補助対象経費とする。

注 2 事業費が下限額に満たない場合又は上限額を超える場合は、審査会において個別に審査する。

注 3 藻場造成関連事業については「高知県磯焼け対策指針」によるものとし、補助金額は、1 事業当たり 250 万円を上限とする。ただし、総事業費については、この限りでない。

注 4 減災対策事業については、漁協に対し、消費税以外の負担がないよう市町村に該当する負担を求めるものとする。

別表第3（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年度高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務を補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名
生年月日（市町村等以外の団体の場合）

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画協議書

年度において、高知県漁業生産基盤維持向上事業を実施したいので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第2条第3項の規定により、実施計画協議書を提出します。

記

1 実施計画の内容

- ・年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画総括表（別紙1）
（注）複数の事業計画を同時に提出する場合は作成してください。
- ・年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画協議書〈個表〉（別紙2）
- ・年度高知県漁業生産基盤維持向上事業計画説明書（別紙3）
- ・事業評価表（別紙4）

2 添付書類

- ・その他（事業内容等を確認することができるもの。）
- ・理事会の議事録等、組織の決定を証する書類の写し（事業主体が市町村でない場合）

別紙 2

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画協議書<個表>

					市町村名			
事業名								
事業区分				事業種目				
箇所名				事業主体名				
現状と課題								
事業目的								
事業内容及び効果								
関係法令等								
予算議決時期 (市町村の場合)		年 月 議決 (予定)						
総事業費	補助対象 経 費	財源内訳			その他の 経 費	摘	要	
		県補助金	市町村費 又は自主財源	そ の 他				
円	円	円	円	円	円			
事業実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日						
担当課・担当者職・氏名等								

(注) 事業実施計画変更承認申請書又は事業実施計画変更届に添える場合は、変更のある部分について、変更前後を対比して記入してください。

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業計画説明書

事業主体名：

1	施設等の概要 (規模及び積算の根拠)	
2	事業実施スケジュール (具体的に)	
3	水産業振興計画又は地 域振興計画における位置 付け	
4	事業の効果 (管理運営状況報告の計画 値となる)	
管理 運営 計画	運営計画	
	運営についての 収支計画	
	管理規程	

- (注) 1 市町村の水産業振興計画又は地域振興計画に位置付けられるものについては、その位置付けを記入するとともに、計画（写し）を添えてください。
- 2 施設の一部修繕や施設内で利用する機器の整備における管理運営計画は、修繕部分や機器のみの運営計画のみでなく、当該施設全体の運営計画を記入してください。また、利用者（隻）数、取扱（生産）数量、取扱金額、利用日数等を記入してください。

事業評価表

事業名：
市町村等名：
事業主体：
事業費：

<p style="text-align: center;">評価項目</p> <p style="text-align: center;">(参考) A=10点 B=5点 C=0点 D=-5点</p>	市町村等 自己評価 点	担当チー フ・漁指 評価点
<p>評価項目①：事業主体としての適格性（漁協、漁連等が事業主体の場合）</p> <p>ア 組織運営の適格性</p> <p>A 水産業協同組合法に則った組合運営がなされている。</p> <p>B 概ね水産業協同組合法に則った組合運営がなされている。</p> <p>C 常例検査を通じた指導等への対応が不十分である等、健全な組合運営への意欲がみられない。</p> <p>D 役員対立、不明朗な会計処理の存在、常例検査を通じた指導に全く対応しない等、組合運営がずさんである。</p>		※1
<p>イ 経営基盤への影響</p> <p>A 当事業の実施（減価償却を含む。以下同じ。）のために組合員の出資又は借入れが可能な財務状況にあり、実施により組合収支の大幅な改善又は赤字から黒字への転換が見込める。</p> <p>B 当事業の実施のために組合員の出資又は借入れが可能な財務状況にあり、実施により収支が悪化しない、又は赤字にならない。</p> <p>C 当事業の実施のために組合員の出資又は借入れが可能な財務状況になく、実施により収支が悪化するおそれがある、又は収支が黒字から赤字になる。</p> <p>D 収支が赤字基調であり、当事業の実施を行う財務的裏付けがなく、赤字が確実に増加する。</p>		※1
<p>評価項目②：地域の実情、消費者ニーズ等に即応した適切な目標設定が行われているか</p> <p>ア 課題把握の適格性</p> <p>A 地域の実情、消費者、市場ニーズ等から見て早急に解決に向けて取り組まなければならない課題である、又は県、市町村及び漁協等が一体となって取り組んでいる重点課題である。</p> <p>B 解決されれば、地域住民又は消費者にとって有益である、又は法改正等により対応が求められている。</p> <p>C 解決されても、地域住民又は消費者にとって有益であるのか不明である。</p> <p>D 地域等における課題ではない。</p>		

<p>イ 設定目標の妥当性</p> <p>A 到達目標が具体的であり、課題解消に大きく効果があり、達成することができることが確実である。</p> <p>B 到達目標が具体的であり、課題解消に効果があり、達成に至る根拠が明確にされている。</p> <p>C 到達目標が具体的でなく、曖昧で、課題解消に効果があるか不明である。</p> <p>D 到達目標が達成することができるとは考えられない。</p>		
<p>評価項目③：事業の内容は適切か</p> <p>ア 事業効果</p> <p>A 収益向上、人材育成、利便性向上、省力化等（高齢化対応、合理化又は安全対策を含む。以下同じ。）、漁協合併、衛生管理対策又は漁港機能維持に大きな効果がある。 波及効果があり、地域を越えて本県における産業振興又は雇用創出に効果があると考えられる。</p> <p>B 収益向上、人材育成、利便性向上、省力化等、漁協合併、衛生管理対策又は漁港機能維持に効果がある。 地域における産業振興又は雇用創出に効果があると考えられる。</p> <p>C 収益向上、人材育成、利便性向上、省力化等、漁協合併、衛生管理対策又は漁港機能維持に効果があるか不明である。 地域における産業振興又は雇用創出に効果があるか不明である。</p> <p>D 収益向上、人材育成、利便性向上、省力化等、漁協合併、衛生管理対策又は漁港機能維持に効果がない。 地域における産業振興又は雇用創出に効果がない。</p>		
<p>イ 事業の有効性</p> <p>A 国内で成功事例があり、事業実施による効果の発現を数値等で具体的又は客観的に確認することができる。</p> <p>B 国内で成功事例があり、事業実施による効果を確認することができる。</p> <p>C 国内で成功事例がなく、事業実施による効果の発現を数値等で具体的又は客観的に確認することが困難である。</p> <p>D 事業実施による効果を確認することができない。</p>		

<p>ウ 国庫補助事業のメニュー又は県単独事業との関連（施設及び機械整備事業の場合）</p> <p>A 国庫補助事業の対象となるものの、国費枠がないため、事業採択にならず、かつ、緊急を要する、又は下限額に届かないため採択にならない。</p> <p>B 総合的に整備する場合は、国庫補助事業の対象になる事業の一部を構成する施設又は機器であるが、単品であるため補助対象にならない。</p> <p>C 漁業生産基盤維持向上事業等での実績はあるものの、A又はBには該当しない。</p> <p>D 目的外使用の可能性が大きく、補助の目的が達成されない。 他の事業での対応が適当である等、漁業生産基盤維持向上事業での対応がなじまない。</p>		
<p>エ 共同利用（施設及び機械整備事業の場合）</p> <p>（注）実態としての管理形態も含めて審査する。</p> <p>A 組合員のほとんど（おおむね8割）が利用する。</p> <p>B 複数の組合員が（3経営体以上）が確実に利用する。</p> <p>C 複数の組合員（3経営体以上）の利用に不安がある。</p> <p>D 個人給付である。</p>		
<p>オ 耐久性（施設及び機械整備事業の場合）</p> <p>A 10年程度耐用年数があり、その期間効果が持続する。</p> <p>B おおむね5年程度の耐用年数があり、一定の期間効果が持続する。</p> <p>C 消耗品的性格を持ち、耐用年数が2年ないし3年のものである。</p> <p>D 消耗品又は消耗品の集合体である。</p>		
<p>カ 事業実施のタイミング</p> <p>A 緊急性があり、早急に実施しなければならないものである。</p> <p>B 実施するための環境及び条件が整っており、実施するタイミングとして適当なものである。</p> <p>C 当年度に実施することに、合理的理由がないものである。</p> <p>D 実施するに当たり、問題点又は疑問点が多いものである。</p>		
<p>キ 他の漁業への影響</p> <p>A 他の漁業への波及効果又は支援効果がみられる。</p> <p>B 他の漁業への悪影響はない。</p> <p>C 他の漁業への影響は不明である。</p> <p>D 他の漁業に悪影響がある。</p>		※2

<p>ク 市町村又は地域の振興計画・施策との整合性等</p> <p>A 市町村又は地域の振興計画・施策において、取り組むべき課題として掲げられており、課題解消に向けての計画が示されており、その計画に沿って実施される。</p> <p>B 市町村又は地域の振興計画・施策において、取り組むべき課題として掲げられている。</p> <p>C 市町村又は地域の振興計画・施策において、取り組むべき課題として掲げられていない。</p> <p>D 実施することで、市町村又は地域の振興計画・施策上問題がある。</p>		
<p>評価項目④：事業実施に向けた環境が整っているか</p> <p>ア 関係者の合意形成状況</p> <p>A 関係者がいつ、どこで、どういう名目の協議を行った結果、事業実施の合意に至ったか分かる資料が、書面により時系列で整理されており、協議内容により関係団体との間で十分な協議がなされていることを確認することができる。</p> <p>B 関係者がいつ、どこで、どういう名目の協議を行った結果、事業実施の合意に至ったか分かる資料はないが、十分な協議の結果、合意形成に至ったことを関係者に確認することができる。</p> <p>C 関係者の協議が不十分である。</p> <p>D 関係者の合意が形成されていない。</p>		
<p>イ 推進体制</p> <p>A 事業主体に組織として事業計画及び運営に取り組む姿勢があり、市町村も連携して積極的に事業推進に取り組んでいる。</p> <p>B 事業主体に組織として事業計画及び運営に取り組む姿勢があり、市町村も可能な範囲で事業支援に取り組んでいる。</p> <p>C 事業主体に組織として事業に取り組む姿勢に不安があり、市町村にも事業支援に取り組もうという意欲がない。</p> <p>D 事業主体に組織として事業に取り組む姿勢がない。</p>		
合 計		
評価項目数		
平 均		

※1 水産政策課の評価を記載又は添付すること。評価を要しない場合は、該当理由を明記すること。

※2 漁業管理課の評価を記載又は添付すること。評価を要しない場合は、該当理由を明記すること。

評価項目	評価者氏名	評価年月日	確認印又は署名（自署） （※3）
市町村等自己評価			
担当チーフ・漁指評価			

※3 確認印又は署名（自署）のいずれかを行うこと。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名
生 年 月 日（市町村等以外の団体の場合）

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的（間接補助事業の場合は、その目的）

2 補助事業の実施計画（間接補助事業の場合は、その実施計画）

事業主体	事業名	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助対象 経費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	補助対象経費の負担区分			その他の 経費 (D)
					県補助金 (A)	市町村費 又は 自主財源 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	円	円	円
計								

- (1) 事業実施計画協議書・・・別記第1号様式別紙2及び別紙3
(事業実施計画協議書の提出時に記入した内容に変更のない場合は、省略することができます。)
- (2) 収支予算書・・・別紙1
- (3) 市町村の補助金交付に際する条件等を規定した補助金交付に関する規則又は要綱（間接補助金を交付する場合のみ）
- (4) 事業設計書（又は見積書）
(事業実施計画協議書の提出時に記入した内容に変更のない場合は、省略することができます。)
- (5) 新たに施設を設置する場合は、用地使用に関する書類
(事業実施計画協議書の提出時に記入した内容に変更のない場合は、省略することができます。)
- (6) 事業主体に県税の滞納がないことを証する資料
- (7) 事業主体に県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書・・・別紙2（間接補助事業の場合は、別紙3）

収支予算書
 (変更収支予算書)
 (収支精算書)

収入の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	(当初予算額) (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
県補助金 市町村費 等	円	円	円	
計				

支出の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	(当初予算額) (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
補助金 工事請負 費 委託料 等	円	円	円	
計				

- (注) 1 各区分は、適宜記入してください。
 2 収支予算書の場合は、前年度予算額及び比較増減は、記入不要とします。
 3 間接補助事業の場合は、補助事業者の収支を記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

誓約書兼同意書

私は、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について^(注1)〇〇市<町村>に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

(注1) 「〇〇市<町村>」には、補助事業者名を記載すること。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました。年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金について、事業実施計画を下記のとおり変更したいので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
- 3 変更の内容（別紙による。）
- 4 添付書類（変更内容により、下記のうち必要な書類を添えてください。）
 - (1) 変更事業実施計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) 変更設計書等変更内容が分かるもの

(注) 中止（廃止）申請の場合は、適宜文言を変更して提出してください。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業実施計画変更届

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました。年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金について、事業実施計画を下記のとおり変更したいので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類（変更内容により、適宜必要な書類を添えてください。）

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知に基づき、下記のとおり 年度高知県漁業生産基盤維持向上事業を実施しましたので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

事業主体	事業名	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助対象 経費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要した経費 (A)+(B)	補助対象経費の負担区分			その他の 経費 (D)
					県補助金 (A)	市町村費 又は 自主財源 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	円	円	円
計								

(注) 添付書類（各1部）

- 1 収支精算書（別記第2号様式別紙1）
- 2 事業精算書（精算設計書）
（ソフト事業で領収書や振込明細等を添付する場合は、省略することができます。）
- 3 契約書の写し（着手報告書提出の時点から変更のない場合は、省略することができます。）
- 4 工程写真（数量、事業内容等を確認することができるもの。）
- 5 検査調書等

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました。年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金について、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注)事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業着手報告書

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業を下記のとおり着手しましたので、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 事業名（交付決定を受けた事業名称を記入してください。）
- 2 着手年月日（契約日）
- 3 完成予定年月日
- 4 事業実施箇所
- 5 事業実施方法
- 6 事業実施者
- 7 事業量（着手した事業内容を記入してください。）
- 8 事業費及び補助金額（着手した事業内容に係る事業費及び補助金相当額を記入してください。）

（注）1 この報告書は、補助対象事業について、契約行為等を伴って着手行為を行った都度、提出してください。

2 添付書類

- （1）契約書の写し
- （2）入札てん末書
- （3）（1）及び（2）に掲げる書類のほか、着手した事業内容が分かるもの

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました。年度高知県漁業生産基盤維持向上事業補助金を高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 交 付 額	円

3 添付資料

概算払に必要があると認める資料（別記第4号様式の添付書類に準じて作成してください。）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業管理運営等状況報告書
の提出について

高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第11条の規定により別添のとおり報告します。

別添

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業で実施した施設等の 年度における管理運営状況

1 施設等の管理状況

事業主体名：

施設等の概要	
管理主体	
実施年度	
管理責任者の職・氏名	
変更工事を行った場合はその概要	
管理運営方法を変更した場合の変更内容	
管理運営上等の問題点と改善の方向	

2 施設等の利活用状況

項目	計画	実績

- (注) 1 項目欄は、施設等の名称（内容）を記入してください。
2 計画欄は、利用者（隻）数、取扱（生産）数量、取扱金額、利用日数等を記入してください。
3 実績欄は、計画欄に応じ計画に対する実績を記入し、 $\text{実績} \div \text{計画} \times 100$ （%）も併せて記入してください。

3 収支状況

(単位：円)

		計 画		実 績	
		金 額	摘 要	金 額	摘 要
収入					
	合 計				
支出					
	合 計				
損 益					

(注) 1 計画欄は、補助事業実施時の計画値を記入してください。

2 施設等ごとに収支計画を作成しないものにあつては、その旨記入してください。

4 事業実施後の効果等（事業の自己評価）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の（変更）交付の決定通知がありました。年度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金について、下記の理由により年度内に完了しないことから、高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

1 繰越の内訳

事業名	交付決定の内容			年度遂行		年度繰越額	
	総事業費	補助対象経費	県補助金	支払実績額	県補助金	事業費	県補助金 予定額
	円	円	円	円	円	円	円

2 繰越の理由

3 事業実施期間

(1) 変更前

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) 変更後

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

年度高知県漁業生産基盤維持向上事業年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定の通知がありました
年度高知県漁業生産基盤維持向上事業補助金について、 年度の事業を完了しましたので、 年
度高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、関係書類を添え
て報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業完了年月日
- 3 年度実績内訳（別紙）

別紙

3 年度実績内訳

(単位：円)

事業名	交付決定の内容			年度遂行			年度繰越額		事業実施期間		備考
	総事業費	補助対象経費	県補助額	支払実績額	事業進捗率	県補助受入額	事業費	県補助予定額	着手年月日	完了予定年月日	
計											

(注) 工程表等の進捗状況が確認できる資料を添えてください。